

《研究報告》

イスラーム法（シャリーア）の構造的理解と  
現代イスラーム世界の政治・経済の新動向：  
イスラーム法源学を手がかりとした解析視座の確立をめざして

小 杉 泰\*

Structural Comprehension of Islamic Law /  
Shariah and New Politico-Economic Trends  
in the Contemporary Islamic World:  
Towards Establishing an Analytical Perspective Utilizing  
the Knowledge of Islamic Jurisprudence

Yasushi KOSUGI

The Shariah or Islamic Law achieved a spectacular resurgence in the 1970s after many decades of decline from being the dominant legal system of the traditional Islamic world to becoming partial subordinate legal fragments under the secular modern state system. The Islamic Revolution in Iran in 1979 and the beginning of non-Ribawi (Interest-free) banking at a commercial level in 1975 were major manifestations of the return of Islamic Law in political, economic and social, not to mention religious, dimensions of Muslim societies. In the recent decades, scholarship on Shariah / Islamic Law has been required to go beyond historical studies to integrate the traditional with contemporary legal dynamism in Muslim society. In other words, in order to understand the Islamic world and Muslims properly, a deeper and more comprehensive research on Shariah and its inherent contents are necessary. To realize this objective, the current research project is focusing on not only 'Ilm al-Fiqh, that is, the knowledge of the body of Islamic rules, but also 'Ilm Uşūl al-Fiqh, Islamic Jurisprudence, or Theories and Principles of Legal Interpretation in Shariah, by which the Jurists bring solutions to problems of Muslim societies based on the interpretation of the fundamental texts of Islam.

---

\* 立命館大学立命館アジア・日本研究機構特別招聘研究教授  
kosugiy@fc.ritsumei.ac.jp

So far, the project has concentrated on clarifying how and when the so-called “Five Categories of Islamic Rules” were clearly formulated while Islamic Jurisprudence itself was being systematized. Our investigation has found that the five major theologian-jurists, namely, Qāḍī ‘Abd al-Jabbār, Abū al-Ḥusayn al-Baṣrī, Qāḍī al-Bāqillānī, Imām al-Ḥaramayn al-Juwaynī, and Abū Ḥāmid al-Ghazālī, from the 4<sup>th</sup> to 6<sup>th</sup> centuries A.H. / 10<sup>th</sup> to 12<sup>th</sup> centuries C.E., had contributed greatly to the systematization of this important branch of Islamic sciences. Supported by evidences from the historical sources, we have also argued that the category of mubāḥ, the permitted and free to choose, was included in the “Five Categories” along with the four categories of taklīf, or of the divine order and prohibition, in order to make the Islamic rules comprehensive for all and any issue in Muslim societies. Based on these investigations and findings, we can also envision the Shariah as a system of responsibilities for human actions, rather than a system of religious duties or obligations.

キーワード：シャリーア、イスラーム法源学、イスラーム法規定（アフカーム）、  
政治・経済の新動向、現代イスラーム

Keywords: Shariah, Resurgent Islamic Jurisprudence, Ahkam,  
Politico-Economic Trends, Contemporary Interpretation

## 1. イスラーム法研究の今日的な重要性と課題の所在

世界人口が78億人に達する中（2020年）で、世界のイスラーム人口はその25%に達し、19億人を超えている。しかも、20世紀に進展したグローバルな世俗化に対して、イスラーム復興が1970年代に顕在化していわゆる「宗教復興」が始まって以来、イスラーム的な倫理や論理の理解は現代イスラーム世界を理解する上で大きな重要性を持つようになり、その傾向は今日でも強まっている。

いわゆる歴史的なイスラーム世界は、イスラーム法（シャリーア）によってゆるやかに統合された諸王朝の連鎖でできていたが、それは西洋列強による分割と植民地化（保護国を含む）を受けて1920年代には解体し、その後は脱植民地とともに独立した国民国家群となり、多くの場合に、国内の法体系は西洋法の継受をベースとするものになった。ところが、ナショナリズムや自由主義、社会主義の隆盛の後で、1969年にはイスラームを紐帯とする国連加盟国の国際機構としてOIC（イスラーム諸国会議機構）が結成され、新たに「現代イスラーム世界」と呼ぶべきものが成立した。

法の観点から見れば、18世紀以降のイスラーム世界は西洋法の継受によって「法の近代化」を推進し、いずれ脱イスラーム化が貫徹するものと考えられていた。ところが、20世紀半ばからのイスラーム復興や現代イスラーム世界の誕生によって、「法の再イスラーム化」が生じた。イスラーム法の倫理と論理が今日でも生きていることが劇的に示されたのは、1979年のイラン・イスラーム革命であった。当時「中東最強の君主国」とみなされていたイランのパフラヴィー朝を、「イスラーム法から見て非合法」と断じる高位法学者ホメイニーの指導下に多くの国民が決起し、ついに革命が成就した。この事件は、法学者の解釈によるイスラーム法が現代の政治・経済を揺さぶるという現象

によって国際社会に衝撃を与えるものであった。

あまり目立たないながらも、もう1つの画期として、1975年に世界最初の商業的イスラーム銀行であるドバイ・イスラーム銀行が誕生したことが挙げられる。資本主義の根幹の1つであり、ムスリム諸国でも現代国家の制定法で許容されてきた利子を、イスラーム法では禁止されているとして「無利子金融」を追求する金融機関が生まれ、しかもそれがその後、半世紀にわたって世界的に拡大するイスラーム金融の嚆矢となったことは、イスラーム法規定の再生を示すきわめて重要な現象であった。

法という側面から人類史を眺望するならば、ローマ法、そこから発展した西洋法、近現代における他の諸国による西洋法の継受によって、ローマ法の時空間が最大であることは論を俟たない。日本も明治以来さまざまな西洋法の継受によって、現代的な法体系を発展させてきた。そして、ローマ法に次ぐ大きさの時空間を占めているのは、西暦7世紀から21世紀まで西アジアを中心に東西に大きく広がり、今日の世界人口の4分の1にあたるムスリム（イスラーム教徒）に影響を与えているシャリーア／イスラーム法であろう。

半世紀前までのイスラーム法研究は、近代的な西洋法に敗北した法体系を歴史的に（つまり過去について）研究するものと考えられていたが、上記のようなイスラーム復興を経た今日では、今なお効力を有する法体系として、歴史と現代を統合する視点からその考察をおこなう必要がある。歴史的な部分を見る場合でも、やがて消えゆくアジア法の1つというような視点ではなく、現代でも法学者たちと一般信徒たちが活発に議論を交わし、社会のさまざまな分野で大きな影響を及ぼしている法体系として、一体的に理解する視座が必要とされる。

その場合に、宗教面においてイスラーム世界全体を律するのみならず、イスラーム諸国において家族法や民法の分野で制定法となったり、経済分野において無利子のイスラーム金融を生み出したり、OICを通じて関係諸国の国際レジームを形成したり、さまざまな社会的な諸問題に倫理規範を提供したりしている事例を調査・考察することは不可欠である。さらにそれだけではなく、イスラーム世界の中で法学者たちが依拠する学問的体系そのものを理解することが必要となる。

イスラームの法体系を律する学問は、法学（アラビア語でいう *'Ilm al-Fiqh*）と法源学（*'Ilm Uṣūl al-Fiqh*）に分かれる。前者は具体的な行為や事象に対する実際の法規定をめぐる学問であり、後者は典拠から法規定を導出する理論と解釈の方法論を司る学問である。しばしば、前者を実定法、後者を法理論になぞらえることがなされているが、「日本の例と比較するならば、法源学は、法哲学・法理論・憲法学などに相当し、法学は六法の知識に相当すると比喩的に表現する」（小杉，2021:181頁）ことも可能であろう。

イスラーム世界において両方の学問がなされていることは言うまでもないが、それに対して欧米での研究はこれまで法学に偏っており、法源学は比較的最近になってようやく研究対象とされ始めたにすぎない。日本では、さらにその研究は未開拓である。本研究はその空白を埋めるとともに、シャリーア／イスラーム法の固有の構造を理解し、そこから現代イスラーム世界の政治・経済の新動向をも眺望しようとするものである。

基礎的研究として法源学の把握が重要であることは、上述の通りであるが、さらに本研究の背景には今日的な問題意識がある。それは、イスラーム法を恣意的に解釈する「過激派」と、法学的伝統に基づく主流派との対峙という視点である。2001年の9・11事件（米国同時多発テロ事件）や、2014～17年にシリアとイラクで「イスラーム国」と称して一定の領土を支配した過激派国家などに

よって、イスラーム法の論理を悪用する過激派の存在が国際問題の1つとなっている。イスラーム諸国にとっても、法規範を乗っ取ろうとする過激派の存在は、政治的のみならず、宗教的・社会的にも大きな問題となっている。

過激派の主張と、本来のイスラーム法の解釈と何か違うのかを考える場合には、まず、資格を有する法曹人としての法学者たちに着目することができる。彼らがおこなう解釈が、千年以上の歴史を有する法源学の厳密な理論と方法論に支えられてきたという事実は重要である。それを無視して、自分たちの組織やイデオロギーに都合のよい解釈をおこなうのが過激派の特徴である。えてして私たちは、武装闘争をするか否か、「テロ」行為をおこなうかどうかといった現象的な部分に目を奪われがちであるが、そのような表層的な理解を超えて、イスラーム文化に内在する論理とそれをめぐる内部対立を理解する必要がある。

法源学という学問体系の理解は、イスラーム法の構造的理解を助けるのみならず、「イスラーム世界」（歴史的事実と現代において復興した国際関係的な実体）を成り立たしめて、それによって今日の19億人を制御している倫理規範・行為規範について全体的に把握することにつながり、ひいては「イスラーム」または「イスラーム的」とされる諸現象を理解するための太い補助線を引くことに帰結するであろう。本研究の問題意識はそのような確信に基づいている。

## II. イスラームの法規範・倫理規範の体系としての「シャリーア」

イスラームは7世紀のアラビア半島で生まれた宗教であり、開祖が明確に存在する「創唱宗教」のカテゴリーに属する（特定の開祖を持たずに、歴史の中で生成した「自然宗教」とは異なる）。そのためもあって、開祖ムハンマドの影響は非常に大きい。彼がもたらした啓典（啓示に基づく聖典）クルアーンは「神のことば」とされ、また彼自身のことばもイスラーム共同体（ウンマ）に対する指針となった。クルアーン（小杉, 2009）とムハンマドのことば（ハディース）（小杉, 2019a）がイスラーム法の2大典拠となっている。

いわゆるセム的一神教（セム諸語で語られる聖典を持つ一神教）として、ユダヤ教、キリスト教、イスラームは姉妹宗教とされるが、律法を重んじるユダヤ教と、律法主義を排して精神性を重視したキリスト教と比べると、イスラームはむしろユダヤ教に似ているとされる。イスラームの主張によれば、ユダヤ教的な律法の伝統とキリスト教的な精神性を統合したのが、一神教の「最後の預言者」としてのムハンマドの機能ということになる。

いずれにしても、「イスラームの教え」とは「イスラーム法の規定」であると断言しても間違いではないところに、律法主義的な側面を見いだすことができる。ただし、「イスラーム法」という訳語は、たとえば「日本の法律」のイスラーム版というような誤解を与える点で、アラビア語でいう「シャリーア」の含意を正しく伝えない面がある。筆者が時に「シャリーア／イスラーム法」と併記しているのは、その誤解を避けるためである。

シャリーア（Sharī'a）はもともと「水場への道」を意味する語が転じて、「生きる上で必要不可欠な指針」を意味するようになった。「水場への道」の重要性は、乾燥地帯であるアラビア半島の生態環境を考えればおのずと了解される。水のある場所にたどり着く道がわからなければ、人間は沙漠では生存することもかなわないであろう。その意味で、人間の生存基盤としてのガイダンスが「水場への道」で表象されている。

具体的な内容を見ると、シャリーアはまず、唯一神の信仰、それに基づく宇宙論を提供し、次いで、人生における倫理的規範を説く。たとえば、「神が不可侵と定めた生命をあやめてはならない」（クルアーン、家畜〔6〕章 151 節）は倫理的規範であり、人間が自発的に守るべき道徳であり、行為規範である。その章句に続く例外規定である「ただし、真理による場合を除いて」（クルアーン、同前）は、司法による極刑を指しているから、これは刑法的な規定を指している。この部分は狭義の「法」に属する。

「神はすべてのものの創造主である」（雷〔13〕章 16 節）ということはカテゴリーとしては宗教的信条、世界認識、あるいは哲学的な意味での宇宙論・人間論に属することであるが、シャリーアの論理では人間が「内面において信ずべき規範」であるから、信仰箇条における「規定」と言うことができる。このように、倫理であれ、信仰箇条であれ、行為規範であれ、狭義の法であれ、すべてが「シャリーアの定め＝規定（フクム、ḥukm 〈複〉 aḥkām）」として認識される。

とはいえ、イスラーム誕生後の歴史の中で学問的な分節化が生じ、行為規範を中心とする「法学」と信仰箇条を扱う「神学」は弁別されるようになった。特に、西暦 9～10 世紀には信仰箇条を論じる「思弁神学」の成立によって、その傾向が強まった。学者の範疇としては、法学者と神学者ということになる。実際には、法学者かつ神学者ということも多いから、分節化されたと言ってもシャリーアの一体性は維持された。

これらの「規定」は、聖典クルアーンとムハンマドのことば（ハディース）という 2 つの典拠から、法学者たちが解釈によって「導出」するものとされた（信仰箇条に区分される部分については、神学者の解釈による）。つまり、唯一神が「立法者」であって、人間は「神のことば」を深く理解することで法規定を「発見する」との論理構成になっている。

ムハンマドはアラビア半島にあるマッカの町で 610 年頃、40 歳の時に預言者として目覚めた（年齢は太陰暦。純粋な太陰暦の 1 年は太陽暦より約 11 日短い）。13 年ほどマッカで布教し、それがマッカ支配者たちによる迫害で限界に達したため、622 年（後にイスラーム暦であるヒジュラ暦元年と定められた）に弟子たちを連れてマディーナに移住し、ここにイスラーム共同体を樹立し、やがてアラビア半島全域を統一して、632 年に世を去った。総計 23 年近く、イスラームの指導者として活動したことになる。その間に折々に啓示されたクルアーンは弟子たちが暗誦し、口承で伝えたが、ムハンマド没後 20 年近くたって 650 年頃に、第三代正統カリフ・ウスマーンの指揮下に書物の形で正典化された（小杉、2009:35-40 頁）。聖典クルアーンに関する学者としては、「クルアーン（読誦されるもの）」の名称の通りに読誦学に通暁する読誦学者、内容の解釈を専門とする啓典解釈学者が成立した。法学者は、いずれもある程度は後者の機能を有している必要がある（ただし、クルアーンの中で法規定に関わる章句は広義に捉えても全体の 7 分の 1 程度）。クルアーンはウスマーンの時代から、長らく手稿本として流布した。書道や装丁、装飾の技術も発達した。20 世紀になってから刊本としてのクルアーンが普及するようになった。今日の標準版では 600 頁程度の分量である。章数は 114 あり、各章は節から成っている（最短 3 節、最長 286 節）。総節数は、6,236 節となっている。

ムハンマドのことばも初期には口承伝承であったが、次第に書き留められるようになった。非常に多数の伝承があったため、その真贋や信憑性を審査する学問と学者が成立し、精選したハディース集が編まれるようになり、9 世紀から 10 世紀初頭に、「ハディース集（預言者言行録）」としての正典化が最終段階に達した。初期の法学者は、ハディース学者を兼ねている者がたくさんいたことが知られている。

今日のムスリムの9割を占める多数派（「スンナとジャマアの民」略してスンナ派）では、ハディース集は「6書」（拡大版で「9書」）が主要な正典となっている。1つ1つのハディースは短いことばや行為の記録で、6書に収録されているハディースを単純に足すと3万8千に達するが、おおむね同じハディースが収録されている場合も少なくない。その一方で、狭義の法規定（行為規範）に関わるハディースのみを抜き出すならば、1,500から2,000程度とされる。

7世紀に起源を持つこれらの数の限られた典拠から、現代に至るまでのすべての時代、すべての場所に法規定を求めようとするならば、クルアーンとハディースの内容について解釈を通じて拡張的に適用していかなければならない。そこに法解釈とその実践者としての法学者の役割がある。

### III. 解決策志向型のイスラーム法解釈と「法規定」の蓄積

一神教のイスラームでは、神（アラビア語でアッラー）を唯一絶対の創造者とし、唯一神が被造物である人間に対して各時代の預言者を通じて「シャリーア」を与えてきたと考える。この一般的語義に従えば、本稿で「シャリーア」と呼んでいるものは、ムハンマドを通じたイスラーム版のシャリーアということになる。天から与えられるという概念を強調する場合は、「シャリーア」は天啓法（神の啓示に基づく法）と呼ばれる。神が人間に法を与える以上、神が「立法者」である。その一方で、唯一の絶対者は被造物を超越し、「かれに似たものは何一つない」（協議〔42〕章11節）し、その姿を見ることもできない。「預言者（ナビー）」とは、見えないその神から、天使という媒介を介して「啓示」を受け取る存在（つまり、神のことばを「預かる」者＝預言者）であり、立法者の意図を人間に伝える使徒（ラスール＝メッセンジャー）ということになる。

預言者ムハンマドは、4つの方法で神の意図を人間に伝えたと言われる。第1は、「明示的な啓示（ワフユ・ジャリール）」であるクルアーンの啓示である。神のことばを天使ジブリエル（ガブリエル）がもたらし、ムハンマドはそれを朗読して弟子たちに伝え、暗誦した弟子たちは他の者に伝え、それがやがて朗読で伝承され、また書物でもある『クルアーン』となった。第2は、「聖なるハディース（ハディース・クドゥスィー）」と呼ばれ、「神はこう語った」とムハンマド自身が伝えているハディースである。その通りの意味がムハンマドにもたらされたにしても、語った時点でムハンマドによる伝承となっているので、クルアーンとは識別される（数はさほど多くない。その中でも、法規定に関わるものは少ない）。第3は、通常ハディースに記録されているムハンマドの指示である。これも、単に彼自身の考えによるのではなく、クルアーンとは別に（内的インスピレーションによって）ムハンマドに神から与えられた教えに立脚したものとされる。神の教えに裏打ちされているとしても、ことばとしては、ムハンマドの指示である。第4は、ムハンマドが自分の判断で信徒に与えた指示である。

第4は、法学用語で言えば、ムハンマド自身のイジュティハード（解釈の営為）によって出された指示にあたる。「イジュティハード」の語は、法学の文脈では「正しい回答を得るために、専門家が知識、理性、判断力などを動員して努力する」ことを指す。あるハディースによれば、「裁決者が裁決をおこなった際に、自ら解釈の努力〔イジュティハード〕をした場合、正答を得ていれば、彼には〔来世で努力と正答の両方に対して〕2つの報奨があります。裁決の際に解釈の努力をして間違えた場合は、〔努力に対してだけの〕1つの報奨があります」（小杉，2019a：392-393頁）と言われる。第4のムハンマド自身の判断による指示は、このイジュティハードに相当する。とすると、理

屈で考えると、誤答の可能性はある。ただし、それについては預言者の誤答は神によって正される、つまり誤答のままの指示はありえないと解釈されている。とはいえ、信徒がその指示に従うべき義務の度合いは、立法者（神）に由来する第1～3の指示と比べると低いと考えられる。さらに、第1は聖典クルアーンであるからテキストは7世紀に確立しているが、ハディース集に包含される第2～4の指示は伝承の信憑性をめぐる疑義が生じる可能性がある。このことも、法学にとって、大きな論点となった。

以上のように、クルアーンと、ムハンマドに発する3つの指示が「立法者（神）」の意思を体現するテキストとして、法解釈のための典拠となるのがシャリーアの特徴である。これらの4つは、テキスト群としては聖典クルアーンとハディース集である。法規定と関わるハディース（法規定のハディース）は、ムハンマドが示した「スンナ（慣例）」を包含しているゆえに、そのスンナが法規定の根拠となる（スンナの語義の多様性と意義については（小杉, 2020）で論究した）。さらに「指示」は、恒久的・全般的指示と、一時的・部分的な指示に分けることができる。前者は恒常的な慣例という意味でまさに「スンナ（慣例）」にあたる。また、恒久的・全般的とまでいかなくても、優先性の高い指示もこれに準じる（法学では「好まれる行為」と呼ぶ）。後者は一時的であれば、ある状況下での指示（たとえば、特定の戦いでの配置）にすぎず、ルールとなるような慣例・慣行のステータスがないと考えられる。あるいは、一時的・例外的という点で、それに相応する事態が見られる場合には参照する価値がありうる。

クルアーンとハディースの内容を読むと、神の啓示にしても、ムハンマドの指示にしても、その時々状況に応じて出されていたことがわかる。本節の題名で「解決策志向型」としたが、ムハンマド時代の23年間に起きたさまざまな事件、問題、現象などに対して、その都度、クルアーンの章句として、あるいはムハンマドの直接的な命令や助言、指針などとして指示が出されたことがわかる。クルアーンは少しでも読めば判然とするように、法規定を並べた法の本ではないし、旧約聖書の十戒に相当すると思われる「十の指針」の章句にしても、クルアーンのテキストの中に埋め込まれていて（家畜〔6〕章151-153節）、簡単には見つからない。ムハンマドのことば（ハディース）は、さらにそれ自体が個別の伝承の断片である。ハディース集の編纂者が主題別に編纂しているから、ハディース集を読めば個別の案件にムハンマドが与えた指示が集められているが、「ムスナド」形式とよばれるハディース集では、伝承者毎にハディースが集められているので、特定の主題についての彼の指示を知りたいと思っても非専門家には容易に歯が立たない。

ムハンマド時代には、解決を要する事態に直面した場合は、「解決策志向型」のスタイルに沿ってムハンマドに指示を仰げば、それで解決策がクルアーンの啓示または彼自身の指示として与えられた。問題は、ムハンマド没後である。

イスラームの教えとは、ムハンマドの存命中は「彼の言うこと（クルアーンであれ彼の指示であれ）に従う」ことであったが、没後にどうすべきかについては明確な指示が残されていなかった。彼が世を去ったことによって共同体に生じた危機を收拾し、第1代正統カリフに就任して共同体を率いることになったのは、アブー・バクルであった。彼は最初期から入信者で、ムハンマドより2歳だけ若い同世代の盟友であった。筆者はこれまで、アブー・バクルが「ムハンマド亡き後のイスラーム」を定式化したと論じてきた（小杉, 2011:158頁）。彼が指導者としておこなったことの1つは、何かの事態が起きたら、それに相応するクルアーンの章句かムハンマド時代の先行例がなかったか、他の教友（ムハンマドの弟子）たちに尋ねて、相応する章句があればそれに従い、章句がなくても

類似の先行例があればそれを参考にし、それも無い場合は自分の判断で決定するということであった。これは、その後の法学解釈の枠組に相当する。

「法源（アスル、〈複〉ウスール）」は、シャリーアでは法規定を導出する際の典拠となるテキストを指すが、やがてクルアーンが第1の法源、スンナが第2の法源とされるようになる。このうち、クルアーンのテキストは、前述のようにムハンマド没後20年足らずで確定された。スンナを内包するハディースは、その収集、信憑性の精査、テキストの確定などに、およそ2世紀を要した。とはいえ、その2世紀の間も、実社会では多くの問題が生じ、法学者たちはクルアーンの章句やハディースの伝承、さらに自分の判断力を用いて、それらの問題に対する解決策を考案し続けた。言い方を変えれば、「問題解決型」ないしは「解決策志向型」のスタイルで集積された原則と事例（を収納するテキスト）を基に、「解決策志向型」の法解釈をおこない、さらに事例を集積することを、絶え間なく続けたのである。

このようにして、事案とそれに対応する法規定が集積し続けたため、その総体を「フィクフの知識」＝法学と呼ぶようになった。法解釈は、1件ずつの事案においてなされるため、この学問は個別の法規定の総体（あるいは、その中の特定分野の規定の総体）について知っていることが、法学者にとって重要な責務となった。

#### IV. 解釈方法論としてのイスラーム法源学の発展

ムハンマド没後から法学の専門家たちがおこなった法解釈は、やがて解釈の方法論という問題意識を生み、方法論を体系化する努力につながった。

法解釈の方法の第1は、キヤース（類推）である。これが第1となったのは、ムハンマド時代の「解決策」を参照して、新時代の「解決策」を考案するというプロセスを考えると理の当然とも言える。キヤースは、「カーサ（qāsa, 比べる）」という動詞に由来する。ムハンマド時代の先例と比べて、新しい事案との間にイッラ（illa, 関連性）が見いだされれば、先例の解決策を新事案にも適用するという解釈方法である。この方法は、すべての学派において広く認められた。

もう1つ重要な方法論は、イジュマー（コンセンサス、合意）である。これは正統カリフ時代の教友たちがウンマの重要事に合意した先例を基に、合意に規範性を認める考え方に基づいている。しかし、合意とは、専門家たちの法解釈が一致したということであるから、それ自体は厳密には解釈の方法論ではない。むしろ後には、クルアーン、スンナに続いて、共同体全体（または共同体を代表する権威を持つ法学者たち）の合意が「法源」＝典拠であるという考え方に帰結するようになった（イジュマーについては、(Ikehata and Kosugi, 2021) で古典と現代を結びつけて論究した）。

以上を並べて、4つの法源がある、とされる。すなわち、(1)クルアーン、(2)スンナ、(3)イジュマー、(4)キヤース、である。(3)イジュマーについて、(1)(2)の典拠となるテキストなしに成立するかという議論が歴史的に確認されるが、典拠となるテキストがあり、その解釈または適用性について合意があるのが標準である。(4)キヤースは、もともとは法解釈の方法論であるから、(1)(2)というテキストのある法源から結論を導出する方法で、それを「法源」と呼ぶのにやや違和感を覚える向きもあるかもしれない。しかし、(1)(2)の法源を拡張する方法という意味で、二次的な法源とすることができる。その他の解釈方法論は、法学者あるいは法学派によって賛否が分かれるので、「異論のある法源」と呼ばれる。



主要な法源を上記(1)～(4)とした上で、クルアーンの章句と章句の間で表現に違いがある場合や、クルアーンとスンナの間で違いがある場合などの例をあげながら、4法源の関係をどのように整合的に解釈してあるべき法規定に至るのかを、シャーフィイー（ヒジュラ暦150-204年/西暦767-820年）がその著『リサーラ（論考）』において最初に論じた。法源相互間の関係を体系的に論じた点で、彼は「法源学の祖」と見なされてきた。この説は、イブン・ハルドゥーンによってすでに明示されており（イブン＝ハルドゥーン，2001:Vol. 3, 229頁）、現代の法源学者たちの間でもこれを踏襲する見解が有力であった。ところが、欧米における本格的な法源学史と目される『イスラーム法理論の歴史：スンニー派法学入門』を著したハッラクは、シャーフィイーの役割をこのように高く評価することに大きな疑問を呈した（ハッラク，2010:52頁；Hallaq, 1993）。その説の根拠は、シャーフィイー以降に長い空白があり、その後の法源学の発展が彼を継承したものとは考えにくいということであった。しばらく、この点は欧米の学界でも論争になっていたが、アル・シャムスィーが『最初のシャーフィイー学派の学者：アブー・ヤアクブ・ブワイティーの伝統主義的思想』（El Shamsy, 2007）において、シャーフィイーからその弟子を通して学説が継承・発展したことを明確に裏付けたことによって、論争に幕が下ろされた。

本研究が解決すべき重要問題としているのは、シャーフィイーにおいて原初的な形で示されている法源学がどの段階で誰によって明確な形を取ったのかということである。そして、法学と法解釈がムハンマド没後からずっと実践されていたとすれば、なぜ法解釈の方法論を司る法源学がはっきりとした形を示すのに長い時間がかかったのか、解釈方法論は解釈がなされた初期から存在したのではないか、という問題である。そこで、この問題の解決に明確な輪郭を与えるために、本研究では「法規定の5範疇」というテーマに焦点を当ててきた。

上に述べた「問題解決型」ないしは「解決策志向型」の法解釈というスタイルは、ムハンマド時代以降から現代に至るまで続いている。法学者が一般信徒の疑問に対して与える回答は「ファトワー」と呼ばれるが、問いに対してファトワーとして回答を与える行為はまさに「問題解決型」の法解釈の表明方法となっている。筆者はファトワーを一貫して「法学裁定」と邦訳してきたが、その理由は、ファトワーが前述のイジュティハードによる場合（つまり新事案・旧事案に新解釈を施す場合）がある一方、質問の多くは今日で言えばFAQに相当し、すでに確立されている法学的見解についての「裁定」をおこなう事例のほうが多いからである。シャリーアは「すべての時代と場所に適用可能である」と言われるが、それは、いかなる問い・質問であっても専門家が必ずファトワーを示すことができるからである。

なぜ、すべての事案に回答が可能かといえば、それはあらゆる事案に対して「法規定の5範疇」のいずれかが適用されるという原理が長らく確立されているからにほかならない。この「5範疇」は正確に言えば、「賦課的法規定」の5範疇である。「賦課的法規定」とは、神の命によって人間に義務または禁止の責任が賦課されることを意味する。賦課される対象は、原則として成人ムスリムで理性的な判断能力がある者である。賦課の内容は、命令、禁止、任意に大別され、命令はその強さによって義務、推奨に二分され、禁止もその強さによって禁止、忌避に二分される。いずれにも属さない任意の行為は、本人の自由選択にまかされる。シャリーアではすべての行いが、これらの5範疇のどれかに分けられる。

法学とは5範疇に区分された法規定の総体の知識であり、法源学は、法源からいかなる解釈方法によって5範疇のいずれかの法規定にたどり着くかをめぐる理論的・体系的な学問である。別の言

い方をすれば、この5範疇こそがイスラーム法学と法源学の主要な対象となる。ところが先行研究では、上にあげたハッラークの法源学史も含めて、5範疇がどのようにして決められたかがほとんど検討されていない。

本研究では、法源学の体系化に寄与した法源学者5名を選び、彼らの主要著作の中で「5範疇」がどのように明確化されていったかを検討した。具体的には、アブドゥルジャッバール（415/1025年没）、アブルフサイン・バスリー（436/1044年没）、バーキッターニー（403/1013年没）、ジュワイニー（478/1085年没）、ガザーリー（505/1111年没）である。その結果、法学者・法源学者であると同時に思弁神学者であった彼ら数世代の間に、「5範疇」の定式化が明確に成立したことが判明した（小杉，2021）。おそらく、これはイスラーム法源学研究において、国際的に発信すべき重要な発見である。現在、英語での論考を用意している。

筆者の理解では、5範疇の定式化は法源学の高水準での体系化と時期的に合致していると考えられる。これについては、法源学の他の面における発展を考察して、さらに実証的な議論を進めていきたい。

また、5範疇の定式化過程の研究の中で、もう1つ重要な論点が明らかとなった。それは、5範疇の中に「任意」の行為、すなわち実践・非実践を人間が自由に選択してよい範疇が含まれていることの意義である。自由であるということは、厳密には「賦課的規定」ではないことになる。そのことは大半の法源学者が認めているが、なぜ、その範疇を基本的範疇に含めるかという議論は、それほど煮詰められてはいない。言いかえると、それを含めるべきことが自明視されているのであるが、自明視されるべき理由は明言されていない。

筆者の到達した理解は、賦課的規定が包括性を持つためには、賦課に相当しない範疇を明示する必要があり、それゆえに、この「任意」の範疇が不可欠となっているということである。さらに言えば、人間に義務を負わせる賦課的規定の重要性から、従来はシャリーアを「義務の体系」とみなす考え方が多かったが、「任意」の範疇が義務でない範疇を示しているという事実を照らして考えるならば、義務とそうでないものの判別が一義的な要請となっていることから、シャリーアは「責任の体系」と言うべきであろう（小杉，2021：193-201頁）。

もう1つ重要な発見は、5範疇と「ハラール／ハラーム」の2分法の関係についてである。ハラール（許可、合法）とハラーム（禁止、非合法）の識別は、シャリーアにおいて非常に重視されている。特に、食事規定での「ハラール／ハラーム」の2分法、つまり食べてよいのか禁じられているのかの識別は、ムスリムの日常生活でも重要であり、日本でも近年では、インバウンド観光客の増大にともなって、ムスリム来日客への対応として「ハラール／ハラーム」が注目を集める状況が生まれている。これをめぐって、日本でも研究者が、5範疇と「ハラール／ハラーム」の2分法を直接的に比べて、ハラーム（禁止）が5範疇の禁止事項に相応し、ハラール（許可）が他の範疇、特に「任意」の範疇に対応しているという議論をすることがある。これは完全な間違いである。「ハラール／ハラーム」の2分法は、クルアーンの章句に典拠があり、ムハンマド時代から論点が非常に明確であった。しかも、この2分法では、たとえば豚肉がハラーム（禁止）というように、モノや事項の合法・非合法を論じることが多い。それに対して、賦課的規定の5範疇はすべて、ムスリムの行為に関する範疇である。食品とすることが禁止されている豚肉を食することのみならずその売買も禁止されているが、豚肉というモノに関する禁止と、食べる行為の禁止は次元が異なる（実際に、餓死の危険性がある場合はモノとしての禁止にもかかわらず食べるのが許容されるので、単純な

対応関係にないことは明白であろう)。5 範疇の禁止を示す語は、ハラームだけではなく、いくつも  
ある。それに対して、「ハラール／ハラーム」の2分法では、他の語彙は用いない。これらの諸点は、  
(小杉, 2019b)において明確に論究した。

## V. 今後の研究課題と展望

以上に報告したように、本研究は順調に進んでいる。とはいえ、イスラーム法源学の全体像および個別の事項の詳細を明らかにするという目標はかなり大きなもので、今後の課題も多い。このような研究は、本来は補助線がしっかりと引かれて全体像がある程度明らかになっている状態の中で、空白の領域を個別研究で埋めていき、その過程で重要な発見があると全体像の修正なり見直しもできるというような過程で進められるのが普通であろう。ところが、法源学の場合のように、全体像そのものがまだ明らかでない場合に、全体像の見通しを仮説的にも措定して、その中で多くの個別事例を扱う必要が生じる。両者の関係は、「卵か鶏のどちらが先か」と表現されるジレンマに似ている。

思い出されるのは、筆者が1990年代におこなったイスラーム政治思想史の研究である。イスラーム政治思想も前近代と近現代が途絶した形で長らく扱われており、個別の事例研究の前提となる思想史の全体像が構築されていなかった。そのため、個別思想家の原典のテキストを編纂するという事業を通して、全体像構築と個別研究をある程度同時進行的に進めるという手法を取った。その成果の1つが、『イスラーム政治思想の遺産』というアラビア語原典テキスト集成であった (İbishi and Kosugi, 2005)。A4版2段組で1,000ページ近くの分量の中に8世紀から20世紀に至る約60人の思想家をとりあげ、時代と内容を区分し、イスラーム政治思想の見取り図を構築した。それと並行して、何人かの思想家について個別研究をおこない、構築した見取り図を活用してその位置づけをおこないながら、思想解析をおこなった。

今回もそのような研究作法を用いつつある。ただし、多数の法源学者のテキストを編纂するというような作業をする予定はない。むしろ、主題年表、専門用語集、典拠と法規定のデータベースなどを構築しながら、個別の事例を位置づけるための補助線を引いていくつもりである。

当面の課題は、法解釈の方法論の第1であるキヤースについて、解釈の論理構造、典拠の解釈と事例を集積すること、典拠(クルアーンとハディース)の中にある多様な命令言辞とそれに対するどのような解釈がいかなる法規定に帰結しているかという事例を集積することである。これらの作業と並行して、解釈方法論に関わる専門用語の語義や法源学者によるその用法の違いをデータベース化する作業をおこなっている。

本稿で報告したように「5 範疇」を事例とすることで、法源学の体系化の重要な部分を明らかにすることができたが、その次の歴史的な時代相としては、マカーシド・アッ＝シャリーア(シャリーアの目的)という概念を用いた体系化の段階を考察する予定となっている。

※ 本研究は JSPS 科研費・基盤研究 (A)「現代イスラームにおける法源学の復権と政治・経済の新動向：過激派と対峙する主流派」(JP19H00580) の助成を受けたものである。

## 参考文献

- イブン＝ハルドゥーン（2001）『歴史序説』全4冊，森本公誠訳，岩波文庫。
- 小杉泰（2009）『「クルアーン」：語りかけるイスラーム』岩波書店。
- （2011）『イスラーム 文明と国家の形成』京都大学学術出版会。
- 編訳（2019a）『ムハンマドのことば：ハディース』岩波文庫。
- （2019b）「イスラーム法における『ハラール』規定をめぐる考察：『ハラール/ハラーム』の2分法と法規定の『5範疇』の相関性を中心に」『イスラーム世界研究』12, pp.170-188. DOI: 10.14989/240734
- （2020）「イスラームにおける『スンナ』の多義性とハディースとの相関性：ハディース学および法源学から見た位置づけ」『イスラーム世界研究』13, pp.108-129. DOI: 10.14989/250329
- （2021）「責任の体系としてのシャリーア：イスラーム法源学による法規定の定式化と5範疇への収斂の構造」『イスラーム世界研究』14, pp.179-208. DOI: 10.14989/262500
- ハッラーク，ワーエル・B（2010）『イスラーム法理論の歴史：スンニー派法学入門』黒田壽郎訳，書肆心水。
- El Shamsy, Ahmed. 2007. "The First Shāfiī: The Traditionalist Thought of Abū Ya'qūb al-Buwayṭī (d. 231/846)," *Islamic Law and Society*, 14 (3), pp. 301-341.
- . 2013. *The Canonization of Islamic Law: A Social and Intellectual History*. New York: Cambridge University Press.
- Hallaq, Wael B. 1993. "Was al-Shafii the Master Architect of Islamic Jurisprudence?" *International Journal of Middle East Studies*, 25/4, pp. 587-605.
- . 1997. *A History of Islamic Legal Theories: An Introduction to Sunni Usul al-Fiqh*. Cambridge: Cambridge University Press. (邦訳：ハッラーク（2010）)
- Ikehata, Fukiko, and Yasushi Kosugi. 2021. "Ijma' in Islamic Law and Islamic Thought: Tradition, Contemporary Relevance, and Prospects," *Kyoto Bulletin of Islamic Area Studies*, 14, pp. 5-29. DOI: 10.14989/262489
- Ībish, Yūsuf, and Yasushi Kosugi, eds. 2005. *Turāth al-Fikr al-Siyāsī al-Islāmī*. Beirut: Turāth; Kyoto: 21st Century COE of Integrated Area Studies, Kyoto University.